第二章　機能

第四条　法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　音声伝送交換機能　第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能

二　データ伝送交換機能　第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であって、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）

三　番号ポータビリティ転送機能　番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表二の項に規定するものをいう。）により、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能

四　ショートメッセージ伝送交換機能　特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

第三章　原価及び利潤の算定

（原価及び利潤の算定に用いる費用及び資産）

第五条　事業者は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料の原価及び利潤）

第六条　接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。

2　接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。

3　接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条　第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2　前項の費用は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。

（他人資本費用）

第八条　第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2　第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋運転資本

3　前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

4　第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5　第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

運転資本＝対象設備等の第二種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（第四条各号に掲げる機能に係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）

6　第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

7　第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

8　前項の有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

9　第七項の有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

（自己資本費用）

第九条　第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

2　前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

3　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

4　前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

（利益対応税）

第十条　第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋当該機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

2　前項の他人資本比率は、第八条第一項の他人資本比率とする。

3　第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

4　第一項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

第四章　接続料設定

（接続料設定の原則）

第十一条　接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2　前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

3　接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4　接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。